

第1章 計画の基本的事項



第1節 計画策定の背景と目的

1. 国際社会及び国内の動向

【「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択】

2015年9月に、ニューヨークの国連本部で、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、2030年までの国際的な目標である「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs(エスディーゼズ))」を中核とした「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

「SDGs」は、持続可能な開発のためのキーワードとして、人間(People)、地球(Planet)、繁栄(Prosperity)、平和(Peace)、連帯(Partnership)からなる5つのPを掲げています。

また、理念として、「誰一人取り残さない(no one will be left behind)」ことを掲げるとともに、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。17の目標と169のターゲットは相互に関係するとともに、5つのPを具現化したもので、複数の課題を統合的に解決することや1つの行動で複数の側面における利益を生み出す「マルチベネフィット」につながるといった特徴を持っています。

内容としては、格差問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、発展途上国に限らず、先進国を含む、全ての国に適用される普遍的な目標であり、「途上国の貧困」、「教育」、「保健」等の課題に加え、持続可能な開発を3本柱とする「経済面・社会面・環境面」の課題の全てに幅広く対応し、調和を図るものです。

目標の達成に向けては、各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々な主体が連携し、「グローバル・パートナーシップ」を築いていくこととされています。国は2016年5月に内閣総理大臣を本部長に、全ての閣僚を構成員とした「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を内閣に設置して同年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を作成、2019年12月に改定を行っています。



▲:「SDGs」の5つのP

参考資料:国際連合広報センター



▲:「持続可能な開発目標(SDGs)」の 17 の目標のロゴマーク

参考資料:国際連合広報センター

No.	内容
目標 1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
目標 2	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
目標 3	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
目標 4	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標 5	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
目標 6	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
目標 7	すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
目標 8	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
目標 9	強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
目標 10	国内および国家間の格差を是正する
目標 11	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
目標 12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
目標 13	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
目標 14	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
目標 15	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
目標 16	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
目標 17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

▲:「持続可能な開発目標(SDGs)」の 17 の目標の内容

参考資料:国連開発計画(UNDP)駐日代表事務所資料

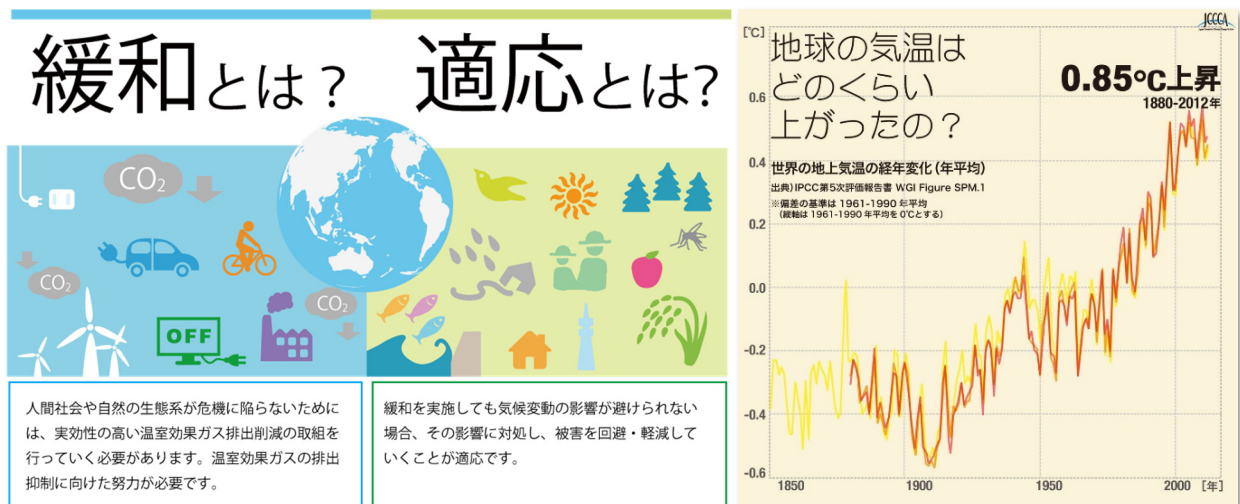
【温室効果ガス排出量の削減と気候変動に関する動向】

フランスのパリで2015年12月に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」の場で、国際社会が2020年以降に取り組む地球温暖化対策に関する法的な枠組として「パリ協定」が採択されました。世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を行うこと、今世紀の後半に人為的な温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指しています。「パリ協定」の採択を受け、国際社会では、温室効果ガス排出量の削減等の「緩和策」に加えて地球温暖化が原因と考えられる豪雨や猛暑日の増加など、気候変動の影響や中長期に不可避な影響に対する「適応策」の取り組みが進められています。

国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」に基づき、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、日本が地球温暖化対策に関して目指す方向について、科学的な知見に基づき、国際的な協調のもと、率先して取り組んでいくと同時に、温室効果ガスの排出量を2030年度時点で2013年度比で、26.0%削減するための取り組みを進めていくとしています。

また、2018年7月に策定された「第5次エネルギー基本計画」では、エネルギーを巡る国内外の動向を踏まえ、「徹底した省エネルギー社会の実現」、「再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組」、「水素社会実現に向けた取組の抜本強化」、「二次エネルギー構造の改善」等の施策が盛り込まれています。

一方、「気候変動適応法」に基づき、2018年11月に策定された「気候変動適応計画」では、気候変動の影響による被害の回避・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すとしています。同時に、地方公共団体に向けた計画策定のためのマニュアル作成、国立環境研究所による技術的助言等の充実、説明会の開催等による地域版「気候変動適応計画」の策定と実施を支援し、都道府県及び市町村における情報の収集・分析・提供等を行う際の拠点となる適応センターを確保していくとしています。



▲: 緩和策と適応策

参考資料: A-PLAT 気候変動適応
情報プラットフォーム HP

▲: 世界の地上気温の経年変化(年平均)

参考資料: 全国地球温暖化防止活動
推進センターウェブサイト

(<https://www.jccca.org/>)

【循環型社会の構築に関する動向】

2016年5月に開催された「G7 富山環境大臣会合」で、資源効率性や3Rに関する枠組として「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。内容としては、地球環境の許容内で、天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能な資源利用を進め、ライフサイクル全体での資源の効率的・持続的使用がなされる社会を実現すること、廃棄物や資源に関する問題の解決を図り、雇用創出と競争力を高めてグリーン成長を実現し、自然と調和した持続的な低炭素社会の実現を進めていくことなどが示されました。

近年、世界的に話題となっている海洋ごみの中でも、マイクロプラスチック(5mm以下の微細なプラスチックごみ)による生態系への影響が懸念され、世界の国々では、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの製造・販売・使用が禁止になるなど、規制の強化とともに、環境にやさしい製品開発や代替素材を活用した製品等へのシフトが進められています。

日本では、国が2018年6月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、食品ロス対策などとともに、海洋ごみ対策を進めることとしています。また、2019年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、海洋プラスチック問題の解決に向けたワンウェイプラスチックの使用削減などによるリデュースをはじめ、リユースやリサイクル、再生利用やバイオマスプラスチックの導入等を進めるとし、同年6月に開催されたG20大阪サミットで、世界の共通のビジョンとして2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有しています。

さらに、環境省は「プラスチック・スマート」キャンペーンを立ち上げ、SNS上に優良事例などを掲載し、個人・企業・団体・行政等の取り組みの波及を図っています。



▲:「プラスチック・スマート」ロゴ

参考資料:環境省

一方、まだ食べることができる食品が大量に廃棄される食品ロス問題については、資源の無駄(事業コスト・家計負担の増大)、環境負荷の増大等の問題があり、2030年までの国際的な目標である「SDGs」を中核とした「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも言及されています。

そうした中、国は2018年6月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」においても「SDGs」の指標を踏まえ、家庭から由来する食品ロス量について、2030年度時点に2000年度比で半減させることを目標として掲げています。また、2019年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」を施行し、食品ロスの削減のため、国、地方公共団体等の責務などを明らかにするとともに、基本方針の策定、関連施策の基本となる事項を定めることによって、各種取り組みを総合的に推進するとしています。併せて、10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」と定め、啓発資材の提供、イベント等の開催をはじめとする食品ロスの削減に向けた普及啓発を推進するとしています。

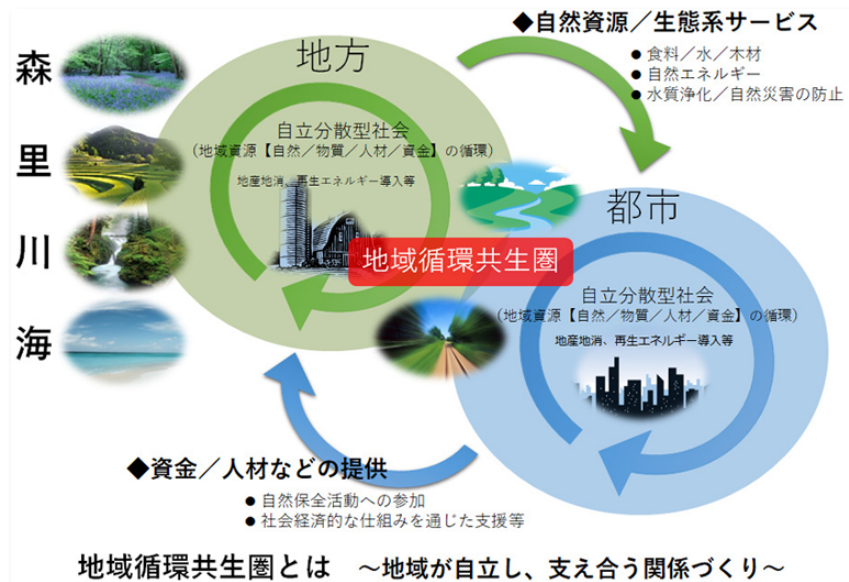
【生物多様性の保全に関する動向】

2010年10月に愛知県で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」で、「愛知目標」が採択されたことを受け、国は生物多様性に関する目標と戦略を示し、2020年度までに重点的に取り組む施策の方向性が設定されました。

【「第五次全国环境基本计划」の策定】

国では、2018年4月に「環境基本法」第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第五次全国环境基本计划」が策定されました。内容としては、「SDGs」の考え方を活用して環境・経済・社会の統合的向上に取り組むことをはじめ、経済や社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげるとしています。

また、各地域が資源を持続可能な形で最大限活用の上、その特性を強みとして発揮する「地域循環共生圏」の創出を目指すとしています。さらに、そうした地域の特性に応じ、資源を補完し支え合う取り組みを進めるとともに、より幅広い関係者の中で連携を図っていくとしています。



▲:「地域循環共生圏」のイメージ

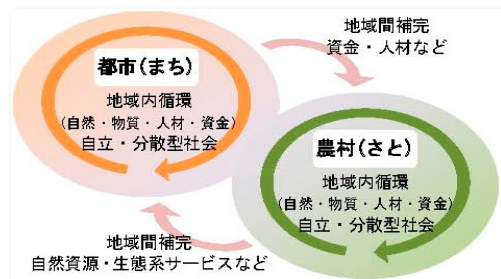
参考資料:環境省

【「第5次兵庫県環境基本計画」の策定】

兵庫県は、「第5次兵庫県環境基本計画」を2019年2月に新たに策定しています。基本理念に『環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ』を掲げるとともに、『地域資源の循環とネットワーク化』、『環境・経済・社会の統合的向上』、『地域力の発揮』、『恵み豊かなふるさとひょうごの実現』を目指すとしています。

また、計画では、「SDGs」の17の目標は環境に関わるものも多く、あらゆる利害関係者(ステークホルダー)や当事者の参画を重視する全員参加型の理念を兵庫県が環境政策を展開する際に重視してきた「地域力」の考え方と基盤の部分で共通であるとしています。

そのため、「SDGs」の理念や目標を共有し、1つの行動が複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットや、将来像から逆算して現在すべきことを検討するバックキャストの考え方を活用するとしています。



▲:「地域資源の循環とネットワーク化」のイメージ

参考資料:「第5次兵庫県環境基本計画」

2. これまでの朝来市の取り組みと新たな計画の策定の目的

朝来市は、2009年4月に環境の保全に関する基本理念・基本方針を定めた「朝来市生活環境保全条例」の施行を皮切りに、2010年3月に第1次計画となる「朝来市環境基本計画」を策定し、市内における良好な環境の形成に向け、行政をはじめ、市民・事業者等の各主体が一体となって総合的な環境施策を推進してきました。その後、2015年3月に第2次計画となる「第2次朝来市環境基本計画」を策定し、今日まで環境行政の立場から各種取り組みを進めてきたところです。

その結果、現在の朝来市内の環境は、ある程度、良好な状態に保たれています。しかし、再生可能エネルギーのより一層の普及やエネルギーの効率的な利用、希少野生動植物の保護に向けた生息・生育状況の把握や自然とのふれあいの場の活用した環境教育等について、「第2次朝来市環境基本計画」を推進する中で、環境分野に関する施策として行政の立場から充分に取り組むことができなかつたものも見受けられます。そのため、「第3次朝来市環境基本計画」の実施に当たっては、朝来市内の環境のさらなる向上を目指し、こうした施策についても、継続して取り組んでいきます。

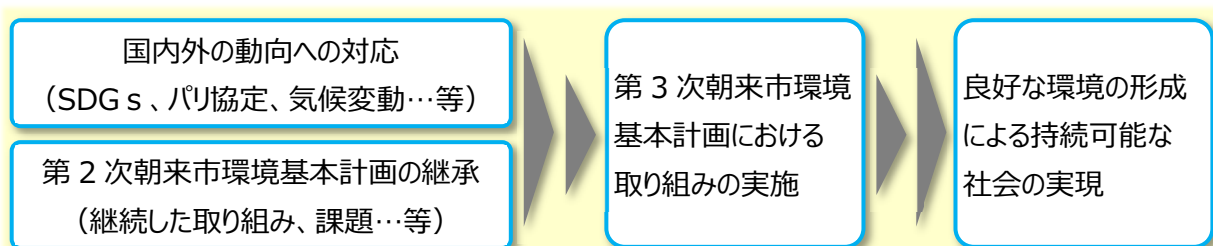
また、第1次計画の策定からは10年、第2次計画の策定からは5年が経過し、この間、「SDGs」をはじめ、「パリ協定」の採択、国の「地球温暖化対策計画」や「第五次環境基本計画」、また、兵庫県の「第5次兵庫県環境基本計画」の策定など、国際社会、国、兵庫県は環境に関する新たな取り組みを進めています。

さらに、2018年7月の「西日本豪雨」による河川の氾濫など、地球温暖化の影響が一因として考えられる災害等の発生による被害の規模は深刻さを増している状況です。

このような朝来市を取り巻く環境に関する動向の変化はめまぐるしいものがあり、行政・市民・事業者等の一人ひとりが地球規模における環境問題に対しての意識を持ち、日常生活や事業活動の場面から環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルの転換に向けた取り組みを行っていくことが重要となります。そのため、朝来市としても、市民・事業者等の取り組みを積極的に支援すると同時に、自らも環境負荷の少ない行政運営に努めていく必要性が高まっています。

そこで、2020年3月をもって「第2次朝来市環境基本計画」の計画期間が満了となることをはじめ、今後も継続して施策として取り組んでいかなければならないもの、さらには今般の社会情勢の変化への対応や各種関連計画との整合を図り、環境に関する各種取り組みを総合的に実施していくため、新たに「第3次朝来市環境基本計画」を策定することとしました。

朝来市は今後、「第3次朝来市環境基本計画」に基づき、環境に関する施策全般を総合的かつ計画的に推進し、市民・事業者等と連携を図りつつ、環境にやさしい持続可能な社会の実現に向けて積極的な姿勢で取り組みを行っていきます。



3. 朝来市の地域概況

【位置・地勢】

朝来市は、兵庫県のほぼ中央部に位置し、北部は養父市と豊岡市に、南部は神崎郡、東部は京都府、丹波市、多可郡、西部は宍粟市に接しています。範囲は南北約 32km、東西約 24km に広がり、日本海へ流れる円山川や瀬戸内海に流れる市川等の源流地域と兵庫県の南北の分水嶺であり、総面積は 403.06km²と兵庫県全体の 4.8%を占めています。

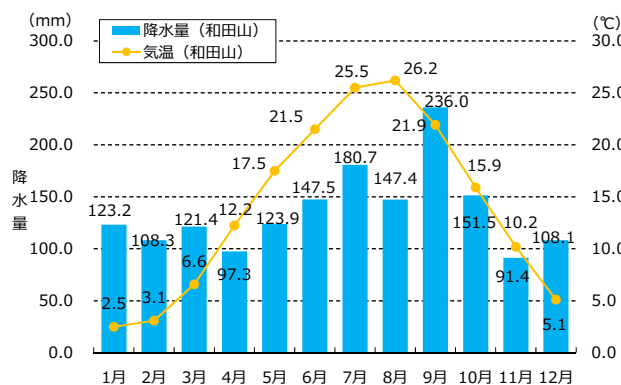
また、朝来市内には、多くの自然や茶すり山古墳をはじめとする多くの古代遺産、国史跡の竹田城跡や史跡の生野銀山等の中世から近世にかけての遺産、由緒ある神社・仏閣・各地に伝わる伝統芸能等の歴史文化遺産、四季折々の自然に包まれたキャンプ場、公園、温泉等があります。



▲：位置・地勢

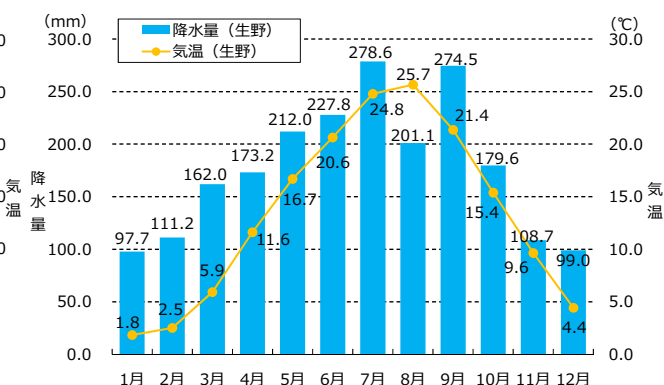
【各観測地点の気温・降水量】

気象庁で常時観測している朝来市内の気象観測所としては、和田山地域気象観測所と生野地域気象観測所があります。過去30年間(1981年～2010年)における1月から12月の年間の平均気温は、和田山地域が14.0℃、生野地域が13.4℃となっています。また、1月から12月の年間の平均降水量は、和田山地域が136.4mm、生野地域が177.1mmとなっています。



▲：和田山地域の月別の降水量と気温

参考資料：気象庁資料を基に作成



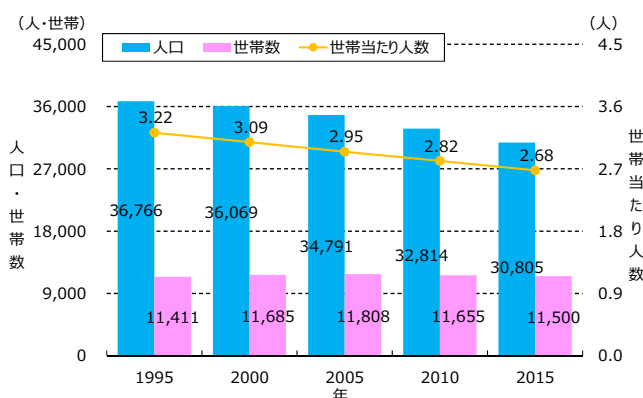
▲：生野地域の月別の降水量と気温

参考資料：気象庁資料を基に作成

【朝来市の人口・世帯数と年齢階級別構成比率】

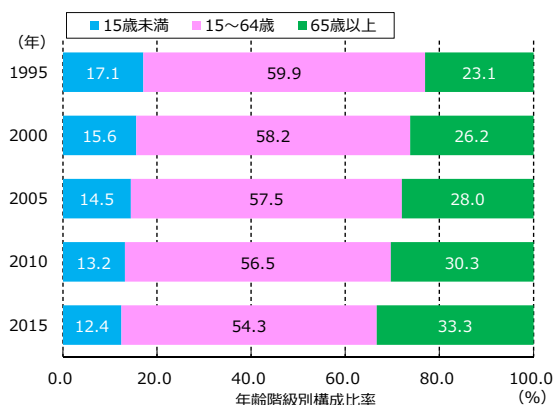
朝来市における人口・世帯数は、2015年で30,805人・11,500世帯となっており、人口・世帯数の双方で減少傾向にあります。また、世帯当たり的人数も減少傾向にあることから、核家族化の進行や単身世帯の増加も伺えます。

さらに、年齢階級別人口の割合は、2015年で15歳未満が12.4%、15～64歳が54.3%、65歳以上が33.3%となっています。15歳未満及び15～64歳が減少傾向、65歳以上が増加傾向にあることから、朝来市内における少子高齢化の進行が伺えます。



▲：人口・世帯数と世帯当たり人数の推移

参考資料：国勢調査



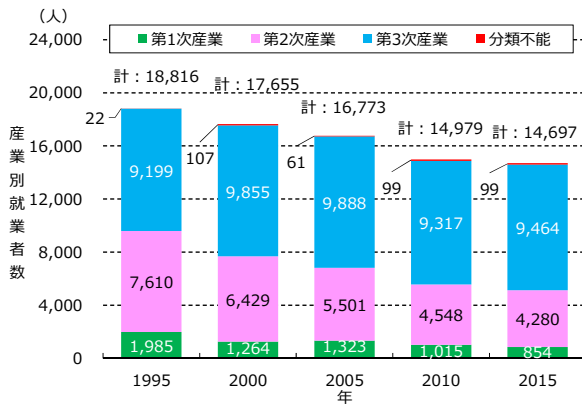
▲：年齢階級別構成比率

参考資料：国勢調査

【産業別就業者数・産業別事業所数(民営事業所)】

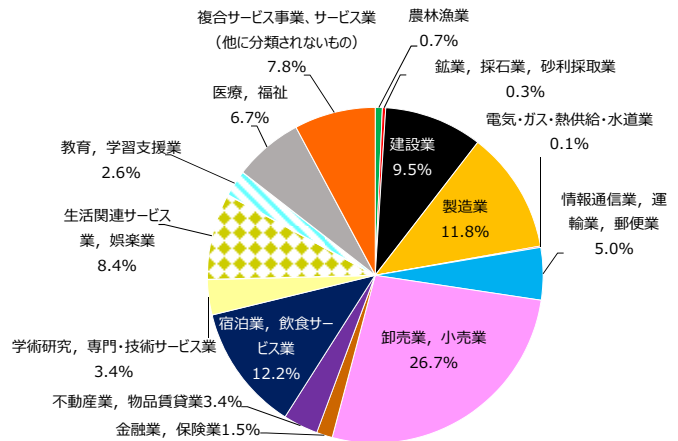
朝来市の産業別就業者数は、2015年で14,697人となっており、減少傾向にあります。内訳では、第1次産業が854人、第2次産業が4,280人、第3次産業が9,464人となっており、第3次産業が占める割合が最も多く、全体の64.4%となっています。

また、朝来市内における事業所の割合としては、卸売業・小売業が全体の26.7%と最も多くを占め、次いで、宿泊業・飲食サービス業の12.2%、製造業の11.8%などとなっています。



▲：産業別就業者数の推移

参考資料：国勢調査



▲：産業別事業所の割合

《2014年：民営事業所》

参考資料：経済センサス基礎調査

【課税対象地積等】

2018年4月1日現在の朝来市内における土地利用の状況(課税対象地積)は、課税分無[※]を除けば、山林が160.99km²の39.9%と最も大きく、次いで、田が17.79km²の4.4%、宅地が8.90km²の2.2%などとなっており、自然が広がっています。

地目	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	課税分無	総面積
面積(km ²)	17.79	3.96	8.90	160.99	1.44	5.50	204.48	403.06
割合(%)	4.4	1.0	2.2	39.9	0.4	1.4	50.7	100

※：公共用地をはじめ、保安林、墓地等を含む課税されていない地積。

▲：課税対象地積等の状況(2018年4月1日現在)

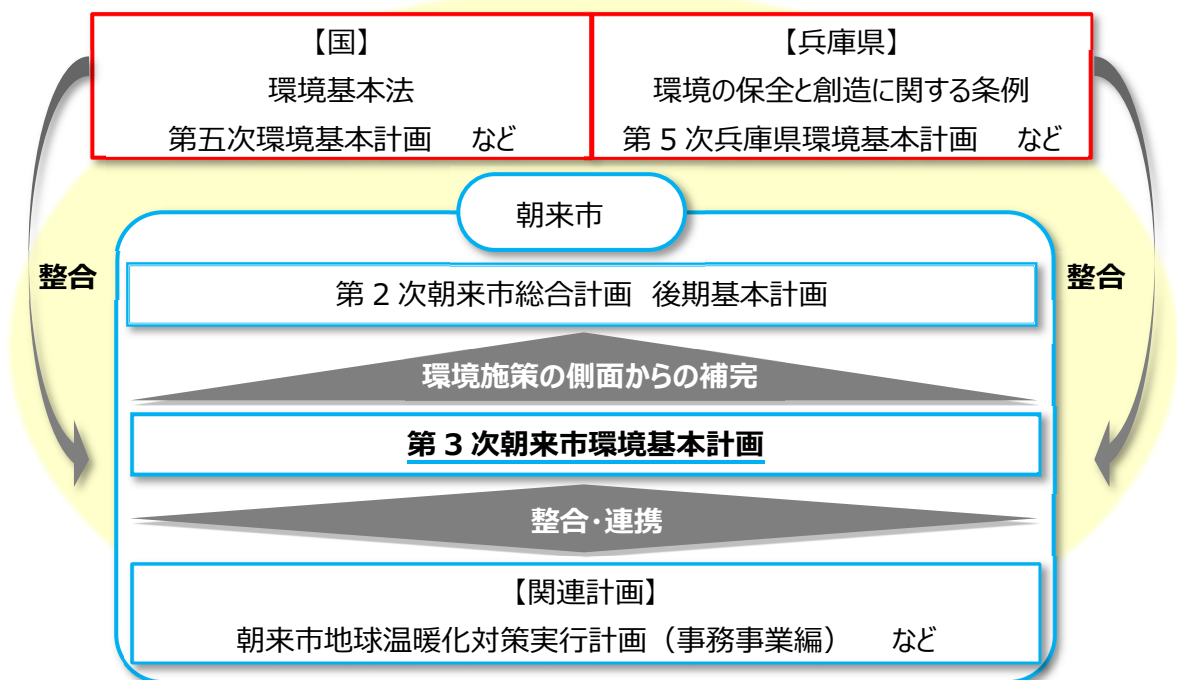
参考資料：朝来市

第2節 計画の位置付けと推進主体

1. 計画の位置付け

「第3次朝来市環境基本計画」は、国の「環境基本法」第7条及び「朝来市生活環境保全条例」第3条に基づいて策定するものです。

また、国や兵庫県の環境基本計画の内容を踏まえた地域版の環境基本計画であり、上位計画の「第2次朝来市総合計画 後期基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進すると同時に、朝来市の環境政策の基本的な方向性を示すものです。今後、朝来市は「第3次朝来市環境基本計画」を指針として、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを積極的な姿勢で推進していきます。



▲：計画の位置付け

2. 計画の推進主体

「第3次朝来市環境基本計画」の推進においては、各主体が日々の生活や事業活動等の営みが地域の環境をはじめ、地球環境と密接な関わり合いがあることを認識するとともに、環境の保全に対し、自らが考え、具体的な行動に移すことが重要になります。各主体が今後果たすべきと考えられる役割は、次の通りとなります。

- 【市民】：環境負荷の少ないライフスタイルの実践や朝来市内の環境保全活動への参加 など
- 【事業者】：環境負荷の少ないビジネススタイルの実践や環境保全活動への参加・貢献 など
- 【朝来市】：率先した環境負荷の低減と条例の制定等のルールづくり、環境保全活動への情報提供や取り組みを後押しする各種支援、国・兵庫県や他自治体等との協力・連携 など

各主体が連携・協働した計画の推進

第3節 計画の期間と対象とする環境範囲

1. 計画の期間

「第3次朝来市環境基本計画」の計画期間は、これまでの計画と同様に5か年計画の2020年度から2024年度までとします。しかし、計画期間中に「第2次朝来市総合計画 後期基本計画」が計画期間の終了を迎えることや今後の朝来市を取り巻く社会状況の変化に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
計画期間	「第2次朝来市総合計画」の期間 2014年度～2021年度 (前期計画：2014年度～2017年度) (後期計画：2018年度～2021年度)					「第3次朝来市環境基本計画」の期間 2020年度(計画開始年度) ～2024年度(目標年度)			

▲：計画の期間

2. 計画の対象とする環境範囲

「第3次朝来市環境基本計画」で対象とする環境範囲は、地球温暖化などに関する内容を含む「低炭素」をはじめ、動植物や自然とのふれあい等に関する内容を含む「自然共生」、廃棄物などに関する内容を含む「資源循環」、公害やまちの景観等に関する内容を含む「安全・快適」の各分野及び、環境教育や環境保全活動等に関する内容を含む「地域力」の横断的な分野に区分され、以下の環境範囲を対象とします。

ただし、対象とする環境範囲については、限定的なものではなく、新たな項目を立てる必要が生じた場合には適宜、視点の見直しを行っていきます。

なお、「第3次朝来市環境基本計画」では、これらの5つの項目に分類される内容を踏まえて基本目標を設定し、環境に関する取り組みを進めていくこととします。

項目	主な内容
低炭素	再生可能エネルギーや省エネルギー、気候変動 など
自然共生	生物多様性、森林や水辺、自然とのふれあい など
資源循環	廃棄物の発生抑制・適正排出・処理 など
安全・快適	大気、水質、生活排水、騒音・振動、土壌、悪臭、化学物質、まちの景観、公園、歴史・文化財、防災 など
地域力	環境教育・環境学習・環境保全活動・環境情報 など

▲：対象とする環境範囲